



市章

大津市公報

令和5年12月15日
第112号

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目次

○ 規 則

- 88 大津市立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則…………… 1
- 89 大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2
- 90 大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則…………… 2

○ 告 示

- 310 道路の区域の変更について…………… 2
- 311 道路の供用の開始について…………… 3
- 323 公印の改刻について…………… 4
- 324 公印の印影を縮小したものの電子計算組織への記録について…………… 5
- 325 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出について…………… 5
- 326 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定について…………… 5
- 327 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の廃止の届出について…………… 6
- 328 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退について…………… 6
- 329 生活保護法による指定介護機関の変更の届出について…………… 6
- 330 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出について…………… 7
- 331 令和5年告示第118号(肝炎ウイルス検診に係る手数料の徴収事務の委託について)等の一部改正…………… 7

○ 公 告

- 道路位置指定公告…………… 8
- 農用地利用集積計画公告…………… 8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告…………… 8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告…………… 8
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告…………… 9
- 建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告…………… 9

○ 消 防 局 長 告 示

- 1 平成12年消防局長告示第1号(喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所の指定について)の一部改正…………… 9

○ 教 育 委 員 会 規 則

- 16 大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則…………… 10

○ 農 業 委 員 会 告 示

- 18 大津市農業委員会規程の一部改正…………… 10

規 則

大津市立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月15日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第88号

大津市立認定こども園の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立認定こども園の管理運営に関する規則(令和5年規則第59号)の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「(通園区域等)」に改め、同条第2項中「教育認定子ども」の次に「及び教育上の理由その他特別の理由により認定こども園への入園が適当であると認められる教育認定子ども」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月15日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第89号

大津市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

大津市手数料条例施行規則(平成13年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(個人番号カードと同等の機能を有する機器等)

第2条 条例第5条第4号イに規定する規則で定める機器等は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)とする。

附則

この規則は、令和5年12月20日から施行する。

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月15日

大津市長 佐藤健司

大津市規則第90号

大津市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

大津市印鑑条例施行規則(昭和45年規則第44号)の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

(個人番号カードと同等の機能を有する機器等)

第13条 条例第11条第4項に規定する規則で定める機器等は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)とする。

様式第1号(表)及び様式第6号中「自署」の次に「又は記名押印」を加える。

附則

- 1 この規則は、令和5年12月20日から施行する。
2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市印鑑条例施行規則様式第1号又は様式第6号により調製した用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

告 示

大津市告示第310号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和5年12月1日から同月21日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

大津市長 佐藤健司

Table with 5 columns: 路線名, 区 間, 変更の前後の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Row 1: 市道幹1007号線, 大津市真野五丁目2番6地先から大津市真野五丁目2番6地先まで, 変更前, 33.0~39.5, 4.5. Row 2: 市道幹1007号線, 大津市真野五丁目2番6地先まで, 変更後, 33.0~54.0, 4.5.

市道幹2122号線	大津市下阪本一丁目字北川原1173番4地先から 大津市下阪本一丁目字北川原1173番4地先まで	変更前	10.0~12.4	45.4
		変更後	10.4~12.5	
市道北2126号線	大津市本堅田二丁目字茶木1819番6地先から 大津市本堅田二丁目字茶木1819番15地先まで	変更前	4.7	22.0
		変更後	6.0	
市道北2503号線	大津市堅田一丁目字下濱入913番20地先から 大津市堅田一丁目字下濱入950番10地先まで	変更前	4.0~9.0	57.0
		変更後	5.0~8.8	
市道北2543号線	大津市堅田一丁目字八ヶ坪991番206地先から 大津市堅田一丁目字八ヶ坪991番203地先まで	変更前	5.3	16.0
		変更後	6.0	
市道北4008号線	大津市雄琴五丁目字川崎273番1地先から 大津市雄琴五丁目字川崎273番5地先まで	変更前	7.0~13.4	11.3
		変更後	7.0~13.4	
市道中0332号線	大津市坂本六丁目字八条2198番1地先から 大津市坂本六丁目字八条2191番3地先まで	変更前	5.6~6.8	24.8
		変更後	6.0	
市道中0333号線	大津市坂本五丁目字下野田2913番7地先から 大津市坂本五丁目字下野田2913番7地先まで	変更前	9.0~9.4	25.0
		変更後	9.8~10.0	
市道中1108号線	大津市蓮池町291番1地先から 大津市蓮池町290番11地先まで	変更前	5.5	17.0
		変更後	6.0	
市道中1503号線	大津市南志賀三丁目字石田234番7地先から 大津市南志賀三丁目字石田234番18地先まで	変更前	3.4~6.9	22.6
		変更後	7.2~10.4	
市道中1510号線	大津市二本松字二本松339番地先から 大津市二本松字二本松353番地先まで	変更前	3.4~4.0	34.2
		変更後	4.0~4.5	
市道中1512号線	大津市南志賀三丁目字石田234番8地先から 大津市南志賀三丁目字石田234番32地先まで	変更前	5.4~6.6	34.6
		変更後	7.6~9.2	
市道中2615号線	大津市追分町字上長通660番地先から 大津市追分町字上長通661番地先まで	変更前	4.1~4.2	76.4
		変更後	4.1~6.0	
市道中3314号線	大津市中央一丁目51番2地先から 大津市中央一丁目460番地先まで	変更前	3.2	25.0
		変更後	3.7~3.9	
市道中3804号線	大津市逢坂二丁目27番9地先から 大津市逢坂二丁目字長安寺下11番2地先まで	変更前	5.2~8.9	36.8
		変更後	8.9~17.2	
市道南0229号線	大津市中庄二丁目字西台575番8地先から 大津市中庄二丁目字西台575番8地先まで	変更前	3.8~4.0	9.0
		変更後	4.4~4.6	
市道南4208号線	大津市大石淀三丁目字上出岡650番15地先から 大津市大石淀三丁目字上出西610番16地先まで	変更前	7.8~9.9	47.5
		変更後	10.5~12.6	
市道東4010号線	大津市大萱五丁目字廣葎2882番45地先から 大津市大萱五丁目字廣葎2882番46地先まで	変更前	7.2~8.0	12.4
		変更後	7.2~8.3	

(令和5年12月1日揭示済)

大津市告示第311号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和5年12月1日から同月21日まで大津市役所建設部路政課において一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

大津市長 佐 藤 健 司

路 線 名	区 間	供用開始年月日
市道幹1007号線	大津市真野五丁目2番6地先から 大津市真野五丁目2番6地先まで	令和5年12月1日
市道北2126号線	大津市本堅田二丁目字茶木1819番6地先から 大津市本堅田二丁目字茶木1819番15地先まで	令和5年12月1日
市道北2503号線	大津市堅田一丁目字下濱入913番20地先から 大津市堅田一丁目字下濱入950番10地先まで	令和5年12月1日
市道北2543号線	大津市堅田一丁目字八ヶ坪991番206地先から 大津市堅田一丁目字八ヶ坪991番203地先まで	令和5年12月1日
市道北4008号線	大津市雄琴五丁目字川崎273番1地先から 大津市雄琴五丁目字川崎273番5地先まで	令和5年12月1日
市道中0332号線	大津市坂本六丁目字八条2198番1地先から 大津市坂本五丁目字八条2191番3地先まで	令和5年12月1日
市道中0333号線	大津市坂本五丁目字下野田2913番7地先から 大津市坂本五丁目字下野田2913番7地先まで	令和5年12月1日
市道中1108号線	大津市蓮池町291番1地先から 大津市蓮池町290番11地先まで	令和5年12月1日
市道中1503号線	大津市南志賀三丁目字石田234番7地先から 大津市南志賀三丁目字石田234番18地先まで	令和5年12月1日
市道中1510号線	大津市二本松字二本松339番地先から 大津市二本松字二本松353番地先まで	令和5年12月1日
市道中1512号線	大津市南志賀三丁目字石田234番8地先から 大津市南志賀三丁目字石田234番32地先まで	令和5年12月1日
市道中2615号線	大津市追分町字上長通660番地先から 大津市追分町字上長通661番地先まで	令和5年12月1日
市道中3314号線	大津市中央一丁目51番2地先から 大津市中央一丁目460番地先まで	令和5年12月1日
市道中3804号線	大津市逢坂二丁目27番9地先から 大津市逢坂二丁目字長安寺下11番2地先まで	令和5年12月1日
市道南0229号線	大津市中庄二丁目字西台575番8地先から 大津市中庄二丁目字西台575番8地先まで	令和5年12月1日
市道南4208号線	大津市大石淀三丁目字上出岡650番15地先から 大津市大石淀三丁目字上出西610番16地先まで	令和5年12月1日
市道東4010号線	大津市大萱五丁目字廣葎2882番45地先から 大津市大萱五丁目字廣葎2882番46地先まで	令和5年12月1日

(令和5年12月1日揭示済)


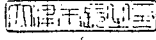
大津市告示第323号

公印を改刻したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月15日

大津市長 佐 藤 健 司

職印

公印の名称	用 途	管 守 者	使用開始期日	印 影
大津市長之印	個人番号カードの記載事項の変更並びに在留カード及び特別永住者証明書に記載する住居地の確認用	戸籍住民課長	令和5年12月22日	新 
				旧 

大津市告示第324号

公印の印影を縮小したものを電子計算組織に記録したので、大津市公印規則（昭和48年規則第51号）第10条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月15日

大津市長 佐 藤 健 司

職印

公印の名称	公印番号	管 守 者	縮小した寸法	縮小して電子計算組織に記録した公印の印影を使用する文書の名称
大津市長之印	15の2	戸籍住民課長	縦2.8ミリメートル 横14ミリメートル	個人番号カード

大津市告示第325号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和5年12月15日

大津市長 佐 藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	設置者の名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号
ヘルパーステーション結づ	大津市稲津二丁目3番30号	特定非営利活動法人結づ	大津市稲津二丁目3番30号	居宅介護・重度訪問介護	令和5年11月30日	2510101427
ヘルパー事業所じゅう楽瀬田	大津市一里山三丁目40番2号	一般社団法人じゅう楽	東近江市五個荘金堂町940番地	居宅介護・重度訪問介護	令和5年11月30日	2510101906

大津市告示第326号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和5年12月15日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	指定年月日
かすが調剤薬局	大津市和邇中316番地の1	育成医療及び更生医療	薬局	令和5年10月1日
比良薬局	大津市本堅田一丁目18番17号	育成医療及び更生医療	薬局	令和5年10月1日
河野薬局	大津市本堅田五丁目20番10号アルプラザ堅田店1F	育成医療及び更生医療	薬局	令和5年10月1日
かたた薬局	大津市今堅田二丁目26番18号	育成医療及び更生医療	薬局	令和5年10月1日
唐崎薬局	大津市唐崎三丁目21番8号	育成医療及び更生医療	薬局	令和5年10月1日

大津市告示第327号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから廃止の届出があった。

令和5年12月15日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	廃止年月日
かすが調剤薬局	大津市和邇中316番地の1	育成医療及び更生医療	薬局	令和5年9月30日
比良薬局	大津市本堅田一丁目18番17号	育成医療及び更生医療	薬局	令和5年9月30日
河野薬局	大津市本堅田五丁目20番10号アルプラザ堅田店1F	育成医療及び更生医療	薬局	令和5年9月30日
駅前すみれ薬局	大津市本堅田五丁目23番8号	育成医療及び更生医療	薬局	令和5年9月30日
かたた薬局	大津市今堅田二丁目26番18号	育成医療及び更生医療	薬局	令和5年9月30日
唐崎薬局	大津市唐崎三丁目21番8号	育成医療及び更生医療	薬局	令和5年9月30日

大津市告示第328号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関として指定したもののうち、次のものから辞退の申出があった。

令和5年12月15日

大津市長 佐 藤 健 司

名 称	所 在 地	自立支援医療の種類	医療の種類	辞退年月日
イオン薬局イオンスタイル大津京	大津市皇子が丘三丁目11番1号イオンスタイル大津京1階	育成医療及び更生医療	薬局	令和6年1月10日

大津市告示第329号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定介護機関のうち変更の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和5年12月15日

大津市長 佐藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
琵琶湖大橋デイサービス	大津市本堅田四丁目4番18号	株式会社サンガジャパン	(変更前) さいたま市大宮区桜木町4丁目252番地	通所介護・第1号通所事業	令和4年7月1日
			(変更後) さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地9		

大津市告示第330号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条の3の規定により、指定介護機関のうち変更の届出があったものについて、次のとおり告示する。

令和5年12月15日

大津市長 佐藤 健 司

事業所の名称	事業所の所在地	開設者	主たる事務所の所在地	サービスの種類	変更年月日
琵琶湖大橋デイサービス	大津市本堅田四丁目4番18号	株式会社サンガジャパン	(変更前) さいたま市大宮区桜木町4丁目252番地	通所介護・第1号通所事業	令和4年7月1日
			(変更後) さいたま市大宮区桜木町1丁目11番地9		

大津市告示第331号

令和5年告示第118号（肝炎ウイルス検診に係る手数料の徴収事務の委託について）等の一部を次のように改正し、令和5年12月1日から適用する。

令和5年12月15日

大津市長 佐藤 健 司

次に掲げる告示の規定中「加藤 三郎」を「工藤 菜穂」に改める。

- (1) 令和5年告示第118号（肝炎ウイルス検診に係る手数料の徴収事務の委託について）の表加藤内科胃腸科の項
- (2) 令和5年告示第121号（胃がんリスク検診に係る手数料の徴収事務の委託について）の表加藤内科胃腸科の項
- (3) 令和5年告示第122号（胃がん検診（胃内視鏡検査）に係る手数料の徴収事務の委託について）の表加藤内科胃腸科の項
- (4) 令和5年告示第125号（大腸がん検診に係る手数料の徴収事務の委託について）の表加藤内科胃腸科の項
- (5) 令和5年告示第126号（肺がん結核検診に係る手数料の徴収事務の委託について）の表加藤内科胃腸科の項

道路位置指定公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

なお、関係書類は、大津市役所都市計画部建築指導課に備え、関係人の縦覧に供する。

令和5年11月30日

大津市長 佐藤 健 司

地名・地番	申請人の住所・氏名	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	本数
大津市雄琴六丁目字蓮池121番7及び上記地先大津市法定外道路	奈良市三条大路一丁目10番50号協栄ビル 株式会社協栄ホーム 代表取締役 久保西 勇 治	22.11	6.00	1

(令和5年11月30日揭示済)

農用地利用集積計画公告

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和5年12月1日

大津市長 佐藤 健 司

「次のように」は省略し、当該農用地利用集積計画書を大津市役所産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。

(令和5年12月1日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年12月1日

大津市長 佐藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市大萱六丁目1番19号 株式会社日新地研 代表取締役 中村 正樹	開発区域 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 207番1、208番1、211番 2及び212番2並びに上記 地先大津市法定外道路 開発行為に関する工事の区域 大津市坂本二丁目字廊ノ坊 172番4の一部、同番5、 同番6、208番2の一部及 び同番3の一部並びに上記 地先大津市道及び大津市法 定外道路	開発区域 2,770.47㎡ 開発行為に関する 工事の区域 42.40㎡	令和5年 11月28日	第1681号

(令和5年12月1日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条

第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年12月6日

大津市長 佐 藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市真野五丁目16番53-202号 奥野 健太	開発区域 大津市真野佐川町字金クソ 232番4	開発区域 332.65㎡	令和5年 12月4日	第1682号
	開発行為に関する工事の区域 大津市真野佐川町字金クソ 235番3の一部及び上記地 先大津市道	開発行為に関する 工事の区域 20.36㎡		

(令和5年12月6日揭示済)

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項の規定による開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定により、次のとおり検査済証を交付した。

令和5年12月7日

大津市長 佐 藤 健 司

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の地名・地番	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
大津市和邇北浜135番地 橋詰 陽、橋詰 愛	開発区域 大津市和邇北浜字妻原179 番1及び同番5	開発区域 634.40㎡	令和5年 12月5日	第1683号
	開発行為に関する工事の区域 大津市和邇北浜字妻原179 番3の一部	開発行為に関する 工事の区域 21.20㎡		

(令和5年12月7日揭示済)

建築基準法第42条第1項第4号の規定に基づく道路の指定公告

次の道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号による道路として指定した。

令和5年12月7日

大津市長 佐 藤 健 司

指定する道路の名称	指定する区間	幅員 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)
市道幹1016号線	起点 大津市本堅田三丁目字余所1425番8地先	510.0	14.0~17.0
	終点 大津市本堅田三丁目字石橋1320番地		

(令和5年12月7日揭示済)

消 防 局 長 告 示

大津市消防局長告示第1号

平成12年消防局長告示第1号（喫煙し、若しくは裸火を使用し、又は火災予防上危険な物品を持ち込んではない場所の指定について）の一部を次のように改正する。

令和5年12月15日

大津市消防局長 山 川 真 也

第2号の表イズミヤスーパーセンター堅田店の項及びお宝ザクザク大津店の項を削る。

教 育 委 員 会 規 則

大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年12月15日

大津市教育委員会

教育長 島 崎 輝 久

大津市教育委員会規則第16号

大津市立学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則

大津市立学校の通学区域に関する規則（平成15年教育委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

本則に次の1条を加える。

（区域外就園）

第5条 前条の規定により就園を認める場合を除くほか、教育長は、当該市立幼稚園の通園区域内に住所を有しない幼児について、教育上の理由その他特別の理由により当該市立幼稚園への就園が適当と認められる場合には、別に定めるところにより、当該市立幼稚園への就園を認めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

農 業 委 員 会 告 示

大津市農業委員会告示第18号

大津市農業委員会規程（昭和42年農業委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月15日

大津市農業委員会

会長 安 井 善 次

第3条の2第1項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第10条第1項の規定により独立行政法人農業者年金基金から委託を受けた業務の処理に関すること。

第5条を次のように改める。

（身分証明書）

第5条 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第35条第2項の規定による身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。

別表第2の次に次の1様式を加える。

別記様式（第5条関係）

(表)

← 8センチメートル →

<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 80%; height: 80%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">写真</p> </div> <div style="border: 1px solid black; width: 20%; height: 20%; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">割印</p> </div> </div>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">第 号</div> <p style="text-align: center;">身分証明書</p> <p>住所 氏名 生年月日 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">委 員 農地利用最適化推進委員 職 員</p> <p>上記の者は、大津市農業委員会 農地利用最適化推進委員であることを 証明する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">大津市農業委員会 印</p>
---	--

↑ 6センチメートル ↓

(裏)

注 意

- 1 本証は、農業委員会等に関する法律によって農地等に立入調査を行う場合には必ず携帯しなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 身分を失ったときは、本証を直ちに返却しなければならない。

農業委員会等に関する法律（抜粋）
（報告、調査等）

第35条 農業委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があるときは、農地等の所有者、農業者その他の関係者に対しその出頭を求め、若しくは必要な報告を徴し、又は委員、推進委員若しくは職員に農地等に立ち入らせて必要な調査をさせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする委員、推進委員又は職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の要求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

附 則

- 1 この告示は、令和5年12月15日から施行する。
- 2 この告示の施行の際現にある改正前の大津市農業委員会規程第5条の規定により調製した身分証明書は、この告示の施行後においても当分の間、使用することができる。